

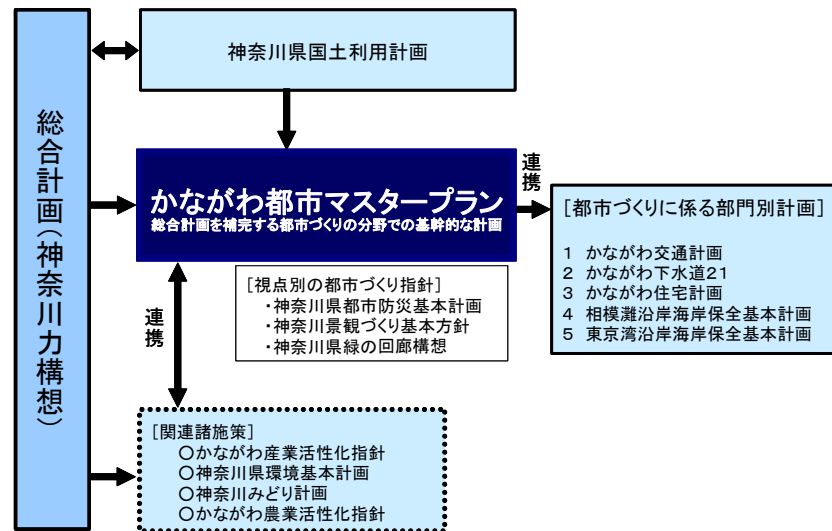
序

1 目的

○かながわ都市マスタープラン(以下、本プラン)は、将来(概ね 20 年後)を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 位置づけと役割

○本プランは、「総合計画(神奈川力構想)」を補完する都市づくりの分野での基幹的な計画であるとともに、「神奈川県国土利用計画」に定める県土利用の基本方針の実現化に向けた都市づくりの指針となるものです。また、「かながわ産業活性化指針」等の関連諸施策と連携して、総合的かつ計画的に都市づくりを進めます。



○本プランは、広域的な都市づくりの実現化に向けて、5つの部門別計画である「かながわ交通計画」、「かながわ下水道 21」、「かながわ住宅計画」、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」と連携して、社会資本整備の総合的かつ効率的な整備を図ります。

○本プランは、具体の都市づくりや大規模な地震等による被災後の都市復興にあたり、次の役割を担っています。

都県域もしくは市町村域といった行政の範囲を越えるような、

▼広域的な課題に対する、都市づくりの基本的な方向性の提示

▼広域的な事業に関する調整機能

3 都市計画における位置づけと役割

○本プランは、県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンを示しています。

○この広域的な都市づくりのビジョンをもとに、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン*¹)」と、市町村が住民の意見を反映して策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン*²)」とが役割分担のもとに連携することによって、都市づくりの主要な施策である都市計画を推進していきます。

○また、「市町村マスタープラン」と連携することによって、地域住民の意見を反映した地域の個性や魅力を引き出す都市づくりを展開していきます。

*1 都市計画区域マスタープラン
都市計画法第6条の2に基づいて、
県が定める都市計画区域ごとの整
備、開発及び保全の方針のこと。
本県では31の都市計画区域が指定
されている。

*2 市町村マスタープラン
都市計画法第18条の2に基づいて、
市町村が定める都市計画に関する基
本的な方針のこと。本県では、都市
計画区域が指定されている全37市
町で市町村マスタープランが策定さ
れている。

